

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	14 1 06 027716 000
法人番号	2021001043075

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)			協定の有効期間		
飲食業		株式会社横浜サザンハピネス 三代目鳥メロ横浜東口店		(〒 220-0011) 神奈川県横浜市西区高島 2-6-32 横浜東口ウィスポ ビル2階 三代目鳥メロ横浜東口店内 (電話番号: 045-444-1538)			令和6年3月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	延長することができる時間数		
		1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)	令和6年3月1日
		360時間	360時間	360時間	360時間	360時間	360時間	360時間	360時間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	臨時の受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等		ホール・キッチン	10人	年間105日、勤務シフト表による (1か月単位の变形労働時間制)		1か月に2日		各人別に定めた 各日10時間以内
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(チェックボックスに要チェック)</p>									



時間外労働
休日労働に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)		令和6年3月1日
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)		法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	
1. 特別に顧客が集中し、通常の延長時間では処理できない時	ホール・キッチン	10人			6回	75時間	25%	720時間	25%		
2. 宴会等臨時業務が多数発生し、特別に労働時間を延長する必要がある時											
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑧	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 労働者の勤務状態及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 6年 2月 28日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 社員
氏名 大河原 優花

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (信任による同意

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

6年 2月 28日

横浜北 労働基準監督署長殿

使用者 職名 株式会社横浜サザンハピネス
氏名 代表取締役
高氏 主税



時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	14 1 06 027716 000
法人番号	2021001043075

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間				
飲食業		株式会社横浜サザンハピネス 三代目鳥メロ横浜西口南幸町店		(〒 220-0005) 神奈川県横浜市西区南幸 2-13-7 エムエスビル II B1F 三代目鳥メロ横浜西口南幸町店内 (電話番号: 045-412-1473)				令和6年3月1日から1年間				
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)			
					1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	起算日 (年月日)	令和6年3月1日	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
					法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)
① 下記②に該当しない労働者	臨時的受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等	ホール・キッチン	15人	8時間00分	6時間	45時間	360時間					
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者												
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻				
	臨時的受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等	ホール・キッチン	15人	年間105日、勤務シフト表による (1か月単位の変形労働時間制)		1か月に2日		各人別に定めた 各日10時間以内				
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;">(チェックボックスに要チェック)</p>												



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)	令和6年3月1日	
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
1. 特別に顧客が集中し、通常の 延長時間では処理できない時	ホール・キッチン	15人			6回	75時間	25%	720時間	25%	
2. 宴会等臨時業務が多数発生し、 特別に労働時間を延長する必要がある時										
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑧	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 労働者の勤務状態及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 6年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 アニバー
氏名 高藤 華月

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任による同意

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

6年 2月 28日

横浜北 労働基準監督署長殿

使用者 職名 株式会社横浜サザンハピネス
氏名 代表取締役
高氏 主税



時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	14 1 06 027716 000
	<small>〔都道府県〕〔所管〕〔管轄〕〔基礎番号〕〔枝番号〕〔被一括事業場番号〕</small>
法人番号	2021001043075

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間	
飲食業		株式会社横浜サザンハピネス 三代目鳥メロ戸塚西口店		(〒 244-0003) 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 16-12 フタバビル3階 (電話番号：045-869-6255)				令和6年3月1日から1年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			
		② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	ホール・キッチン	15人	8時間00分	1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
						法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	ホール・キッチン	15人	8時間00分	6時間	45時間	360時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者		ホール・キッチン	15人	年間105日、勤務シフト表による (1か月単位の变形労働時間制)		1か月に2日		各人別に定めた 各日10時間以内
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)									



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)	令和6年3月1日	延長することができる時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)							
1. 特別に顧客が集中し、通常の延長時間では処理できない時	ホール・キッチン	15人			6回	75時間	25%	720時間		25%	
2. 宴会等臨時業務が多数発生し、特別に労働時間を延長する必要がある時											
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑧	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 労働者の勤務状態及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること									
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(チェックボックスに要チェック)</p>											

協定の成立年月日 6年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任による同意

職名 一般社員
氏名 小野 乃あ

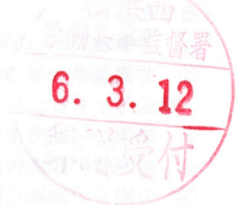
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

6年 2月 28日

使用者 職名 株式会社横浜サザンハピネス
氏名 代表取締役
高氏 主税



時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	14 1 06 027716 000
法人番号	2021001043075

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)	協定の有効期間						
飲食業	株式会社横浜サザンハピネス 三代目鳥メロ伊勢原駅南口店	(〒 259-1132) 神奈川県伊勢原市桜台1丁目1-14 第2牧野ビル 2F (電話番号: 0463-90-1577)	令和6年3月1日から1年間						
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
					1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)	令和6年3月1日
① 下記②に該当しない労働者	臨時的受注・大量受注 納期の変更及び突発的理由により 要員に欠員が生じた時等	ホール・キッチン	17人	8時間00分	6時間	45時間	360時間		
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる 法定休日の時刻			
							年間105日、勤務シフト表による (1か月単位の变形労働時間制)	1か月に2日	各人別に定めた 各日10時間以内
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>							(チェックボックスに要チェック)		



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)			
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		延長することができる時間数				
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
1. 特別に顧客が集中し、通常の 延長時間では処理できない時	ホール・キッチン	17人			6回	75時間	25%	720時間			25%
2. 宴会等臨時業務が多数発生し、 特別に労働時間を延長する必要がある時											
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑧	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施 労働者の勤務状態及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換すること									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 6年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

社員 佐々木 健統

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任による同意 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

6年 2月 28日

平塚 労働基準監督署長殿

使用者

職名
氏名

株式会社横濱サザンハピネス
代表取締役
高氏 主税



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
法人番号	2021001043075

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間		
飲食業		株式会社横浜サザンハピネス 焼肉南幸苑店		(〒 246-0022) 神奈川県横浜市瀬谷区三ツ境15-4 葵ビル 2階 (電話番号: 045-369-1129)				令和6年3月1日から1年間		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	起算日 (年月日)	令和6年3月1日
						法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	
		急な来客対応、突発的な人員不足等	接客	6人	8時間00分	6時間	45時間	360時間		
			調理	5人	8時間00分	6時間	45時間	360時間		
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	急な来客対応、突発的な人員不足等		接客	6人	勤務シフト表による (1か月単位の变形労働時間制)		1か月に2日		勤務シフト表による	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数		延長することができる時間数		起算日 (年月日)	令和6年3月1日	
			法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させること ができる回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係 る割増賃金率	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係 る割増賃金率
急な来客対応、突発的な人員不足等 繁忙期の対応 催事・イベントの対応等	接客	6人	6時間		6回	75時間		25%	720時間	25%	
	調理	5人	6時間		6回	75時間		25%	720時間	25%	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)									
	①	対象労働者への医師による面接指導の実施									
<p>上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(チェックボックスに要チェック)</p>											

協定の成立年月日 6年2月28日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

一報
社 員
職名
氏名
志 茂 恭 兵

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (挙手に拠る)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

6年2月28日

横浜西 労働基準監督署長殿

使用者 職名 株式会社横浜サザンハピネス
氏名 代表取締役
高氏 主税



6. 3. 12

付

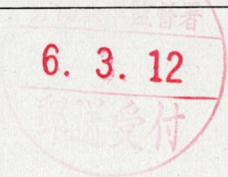
時間外労働 休日労働 に関する協定届

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□
	<small>都道府県</small> <small>所掌</small> <small>管轄</small> <small>基幹番号</small> <small>枝番号</small> <small>被一括事業場番号</small>
法人番号	2021001043075

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地 (電話番号)				協定の有効期間	
飲食業		株式会社横浜サザンハピネス 愛媛屋店		(〒 244-0816) 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町464 (電話番号: 045-390-0033)				令和6年3月1日から1年間	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	急な来客対応、突発的な人員不足等	接客	2人	8時間00分	6時間	45時間	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日) 令和6年3月1日	
			調理	1人	8時間00分	6時間	45時間	法定労働時間を超える時間数	
	② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	急な来客対応、突発的な人員不足等		接客	2人	勤務シフト表による (1か月単位の变形労働時間制)		1か月に2日		勤務シフト表による
		調理	1人						

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超過して労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
			延長することができる時間数		限度時間を超過して労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率	起算日 (年月日)	令和6年3月1日		
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超過した労働に係る割増賃金率
急な来客対応、突発的な人員不足等 繁忙期の対応 催事・イベントの対応等	接客	2人	6時間		6回	75時間		25%	720時間		25%
	調理	1人	6時間		6回	75時間		25%	720時間		25%
限度時間を超過して労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 6年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 一般社員
氏名 尾崎光

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 挙手に拠る

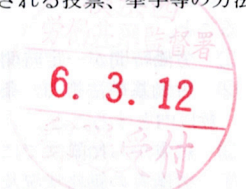
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

6年 2月 28日

使用者 株式会社横浜サザンハピネス
職名 代表取締役
氏名 高氏 主税



横浜西 労働基準監督署長殿